

静かな空をもとめて

第2次新横田基地公害訴訟

2017年
10月25日(水)

号外

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

控訴決定!

判決の概要

10月11日、東京地方裁判所立川支部で判決の言渡しがありました。内容は、報道でもご存じのとおり、過去の分の賠償のみを認める判決でした。

賠償額は、うるささ指数(W値)ごとに下表のとおりです。

残念ながら、午後7時から午前7時までの飛行差止めと、将来にわたる損害賠償は退けられました。

また、騒音被害コンタクトの外側の地域原告には、賠償が認められませんでした。住宅防音工事が行われている場合は、工事室数にかかわらず、賠償額が10%減額されます。

【判決内容の詳細説明は原告団ニュース第40号(10月末発行予定)に掲載します】

控訴手続きは

10月24日

W値	1か月あたりの賠償額
75	4,000円
80	8,000円
85	12,000円

方針決定

10月18日、第2次新横田訴訟の弁護団・原告団幹事会合同の控訴検討会議を開催し、初期の3つの目標(差止め、過去から将来にわたる賠償、70W地域の救済)の達成に向けて控訴する事を決定しました。



神奈川新聞 2017年10月12日

控訴提出委任状をよう

- 控訴委任状の書き方
 - 1 記入例を参照に世帯単位でご提出をお願いいたします。
 - 2 控訴委任状の書き方・記入例
 - 3 返信用封筒
- 提訴後おしくなりました原告の訴訟承継人の方の手続き書類は別便で弁護団から郵送します。
- 1 控訴委任状記入用紙(未成年者が原告となっている世帯へは、未成年者用を同封)
- 2 委任状の提出期限 11月20日(月) 必着
- 3 記入方法が不明の場合は弁護団へお問い合わせください

団費納入のお願い

今年度後期分の団費納入用紙を同封しました。合わせて、昨年度までの団費が未納の世帯へも用紙を同封しましたので、納入をよろしく願いいたします。

